

令和5年3月10日

第33回水俣市農業委員会

第33回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎3階会議室ABC
- 2 開催日時 令和5年3月10日
 開会 9時30分
 閉会 10時13分
- 3 出席委員
 農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 9番 廣島 康雄 君
 2番 松田 時義 君 10番 松本 公昭 君
 3番 森口 信二 君 11番 淵上 正嗣 君
 4番 山澤 親徳 君 12番 前田 仁 君
 6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
 7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
 8番 中村 清治 君
 推進委員 12名 17番 竹下 正治 君 23番 山口 初憲 君
 18番 竹本 孝幸 君 24番 池田 郁雄 君
 19番 山内 秋光 君 25番 原田 隆義 君
 20番 溝口 幸一 君 26番 森下 義孝 君
 21番 安田 昌一 君 27番 下鶴 信雄 君
 22番 坂口 新一 君 28番 古里 君廣 君
- 4 欠席委員
 農業委員 1名 5番 田畑 和雄 君
 推進委員 2名 15番 平松 明子 君 16番 蒔元 政廣 君
- 5 議事日程
 第1 議事録署名委員の選出
 第2 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について
 議第114号 農地法第3条の許可申請について
 議第115号 農地法第5条の許可申請について
 議第116号 農用地利用集積計画の申出について
 議第117号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止について
 議第118号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について
- 6 農業委員会事務局
 局長 永松 正治
 次長 大川 尊
 参事 松原 真樹
 主任 山内 哲郎

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第33回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日の出席の農業委員は13名です。 欠席者は、5番、田畑委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、14番、元村委員、2番、松田委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は12名です。 欠席者は、15番、平松委員、16番、蒔元委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は6番、金田一委員にお願いします。</p>
<p>6番委員 (金田一充章君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入への促進を務めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了についてでございます。 議案書は、1ページになります。 1件でございます。 それぞれ、表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員、事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。 報告事項の説明は以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第114号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。</p>

	関係委員の説明をお願いします。
11番委員 (荏上正嗣君)	はい、議長。
議長	はい、11番、荏上委員をお願いします。
11番委員	<p>議第114号、農地法第3条の許可申請1番について説明致します。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>面積は、2筆合わせて1,315㎡となっております。</p> <p>譲受人の状況につきましては、譲受人と母親の2人で耕作されています。</p> <p>譲受人は勤めておりますので、兼業となります。</p> <p>下限面積につきましては、申請地の面積と、自作地を合わせると40aを越えておりますので、問題ないと思われま。</p> <p>申請地は、4ページに記載のとおりです。</p> <p>現地調査を3月6日に、事務局2名と、譲受人、推進委員と私の5人で行いました。</p> <p>申請地は、道路沿いに面していますが、石が入っていて重機を入れて整地するそうです。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件は満たしておりますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から、補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第114号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	御異議もないようですので、議第114号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、

	<p>許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第115号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>関係委員より説明をお願いします。</p>
11番委員	はい、議長。
議長	はい、11番、淵上委員をお願いします。
11番委員	<p>議第115号、農地法第5条の許可申請の1番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>台帳現況共に畑。面積は486㎡です。</p> <p>転用理由及び資金計画は、議案書記載のとおりです。</p> <p>中山間地にある小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>申請地は7ページをご覧ください。</p> <p>3月6日に、事務局2名と譲受人、山口推進委員と私の5人で現地調査を行いました。</p> <p>隣接には畑がありますが、住宅を建築しても畑には被害は及ばないと判断して参りました。</p> <p>排水は、道路側溝になります。</p> <p>現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、個人住宅を建築しても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
21番委員 (安田昌一君)	はい、議長。
議長	はい、安田委員をお願いします。
21番委員	資金計画の土地代、借地費と書いてありますが、ここは理解できないのでお願いします。

事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	申し訳ございません。事務局の記載ミスでございます。 借地費ではなく、ここは土地代のみの金額になります。 売却費ですね。 大変申し訳ございません。訂正をお願いいたします。
議 長	他にございませんか。
8 番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議 長	はい、8 番委員。
8 番委員	さっきの3条申請と、5条と繋がっていると思うんですが、3条申請に5条で出た土地は入っていますか。
議 長	分筆してあります。
8 番委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第115号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し本会の意見として決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第115号、農地法第5条の許可申請については、本会の意見として許可相当と決定いたします。 次に移ります。 議第116号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
14 番委員 (元村善二君)	はい、議長。

議 長	はい、14番、元村委員をお願いします。
14番委員	<p>議第116号、農用地利用集積計画申出について利用権新規設定番号1について説明申し上げます。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>この人達は、親子です。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積は、928㎡。</p> <p>始期終期は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの期間10年。</p> <p>利用目的は果樹です。</p> <p>果樹ですが、ここには柿と梅の木が植わっております。</p> <p>借賃は無償。利用権の種類は使用貸借権です。</p> <p>借人は、兼業でやっておられますので、お父さんと一緒に、ここをやろうということでございます。</p> <p>経営面積はたくさんありますが、自作地は果樹関係が主です。</p> <p>貸付というのは、水田関係を貸しておられます。</p> <p>申請地は11ページをご覧ください。</p> <p>現在は、野菜も少し作っておられます。</p> <p>野菜は、お母さんが作っておられまして、柿と梅は、本人とお父さんとで管理されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
13番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議 長	はい、13番、戸次委員。
13番委員	<p>参考の為に。</p> <p>親子で貸し借りをを行う、同じ世帯に住んでおられるようですので、何か揉め事があったのかと思ひながら、どういう理由でこうなったのか、参考の為に伺いたしたいと思います。</p>
議 長	<p>親父さんが経営されていたんですけど、現在、息子さんが出荷をされていますので。</p> <p>土地そのものは、まだ親父さんのほうに残っている。</p>

	<p>後継者で今、会社勤めしながらやられていますので、まだ土地までは譲っていない。 品物は息子さんの名義で、選果場に出荷されている。</p>
14番委員	はい、議長。
議長	はい、14番委員。
14番委員	<p>もう一つ、お父さんが農業者年金に加入されておりますので、そちらの関係もあると思われます。 経営移譲ですね。</p>
4番委員 (山澤親徳君)	はい、議長。
議長	はい、4番委員。
4番委員	株式会社なんか経営していると、借りたほうがいいんですかね。親から。
議長	<p>補助金とか貰った時の関係が、機械とかを借りた時が、スピードスプレーヤーを入れておられて補助金貰うのは、親父さんのほうで貰われたのかなど。 個人情報ですので、分からないですけど。 経営移譲はこうした方が都合がいいからやっている。</p>
8番委員	はい、議長。
議長	はい、8番委員。
8番委員	贈与じゃだめなんですか。
4番委員	はい、議長。
議長	はい、4番委員。
4番委員	それは、税金がくる。
議長	<p>贈与税は大きいですから。 土地が大きいから、贈与というのはなかなか難しいのかなど。 他にございませんか。</p>
	(なしと言うものあり)

議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第116号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第116号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。 次に移ります。 議第117号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	議第117号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止について説明します。 議案書は12、13ページをご覧ください。 本議題は、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積で、同法施行規則第17条第1項及び第2項に基準が定められている、いわゆる下限面積について、令和4年3月10日開催の第21回会議において、面積の変更について、御審議、御承認いただき、同日付けで別紙のとおり告示していたところですが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により、農地法大3条第2項第5号の規定する下限面積が削除されることとなりましたので、改正法の施行日である令和5年4月1日以降、別段面積を廃止することとするものでございます。 具体的には、13ページをご覧ください。 番号1が、いわゆる下限面積が、法定の50アールから、水俣市は30アールに下げているものでございます。 番号2が、空き家に付属した農地の基準としていたものでございます。 今後は、農地法第3条における権利移動について、下限面積が廃止となりますので、非常に小さな面積であっても、その他の要件である農地の全部効率利用要件と農作業常時従事要件、地域との調和要件等を満たすのであれば、取得可能となります。 しかしながら、小面積の農地取得の判断については、難しい判断を求められることも予想されますので、県から国に対し、判断基準の明確化を求めているところと伺っております。 なお、本件につきましては、広報みなまた4月号に掲載予定としております。 説明は以上となります。 御審議の程よろしく願いいたします。

議 長	事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
27番委員 (下鶴信雄君)	はい、議長。
議 長	はい、27番委員。
27番委員	下限面積のことで、以前は40アール以上でないと登記ができないということで、その面積を下回る面積を持っていた為に、仮登記迄しかできない状態で所持しているわけです。 今後はどうなるのか。 例えば仮登記しかできない土地の登記は。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局次長	仮登記ということで、結局、農業委員会の許可が得られないという状況で、仮登記しかできないということだったかと思いますが、今後は、3条申請を出していただいて、そこを耕作するという話であれば、それ以下の面積でも許可ができると思いますので。ただし耕作はしますよということは、して頂かないといけない。 基本的に許可は可能となるので、本登記も可能になるんじゃないかなと思います。
議 長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第117号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止については、本案のとおり決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第117号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止については、本案のとおり決定いたします。 次に移ります。 議第118号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。

事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議第118号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について御説明します。</p> <p>議案書は15ページから19ページまでとなります。</p> <p>本案は、令和5年4月1日に改正農業委員会等に関する法律第7条が施行されることに伴い、当市の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を変更するものでございます。</p> <p>本指針は、平成28年度の農業委員会等に関する法律の改正により、「農地等の利用の最適化の推進」が、農業委員会の最も重要な必須事項として位置づけられたことに伴い、どのように最適化を推進していくかについて、平成30年2月9日に策定された指針でございます。</p> <p>今回のいわゆる農地関連法の改正により、本指針においても、法改正の内容に合わせた地域計画の策定等の文言等について、追加、修正を行う必要があります。今回、ご提案するものです。</p> <p>なお、修正箇所は、下線部分でございますが、そのほとんどは、法改正の内容に合わせた、追加、または、文言等の修正となっております。</p> <p>なお、16ページ、17ページ、18ページに、それぞれ表がございますが、これらの内容と合わせまして、目標年度である令和5年7月以降に、県や市の計画等との整合性を鑑みて、改めて7月以降に修正を行う予定としております。</p> <p>内容の細かい読み上げ等は、割愛させていただきます。</p> <p>説明は以上となりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
21番委員	はい、議長。
議長	はい、21番委員。
21番委員	<p>担い手育成確保目標というところがあります。</p> <p>認定農業者が現在61団体、3年後が74、目標が87経営体となっていますが、認定農業者制度というのが、水俣市での今、現状を見たうえでなかなか会議もないし、どんな感じになっているのかなと思って質問しました。</p>
事務局次長	はい、議長。

議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>はい。 ありがとうございます。 認定農業者の認定につきましては、水俣市の農林水産課の所管で行っているところです。 認定農業者のいろんな要件があると思います。 補助金等の関係もあるかと思うんですが、今後の会議等につきましては、把握しておりませんので、農林水産課のほうに確認をさせていただければと思います。</p>
議 長	<p>水俣が認定農業者を取ったのが、平成7年のウルグアイランドの補助事業の時だった。私達が一番最初だったのかな。 そのあと、お茶工場とか補助事業を貰った時に、利息の安い資金を利用できるから認定農業者になってくれと、五カ年計画を書いて出して認定して貰ったのが最初かなと思ってるんですけど、そのとき住専問題で、金を借りられなかったんですよ。 そのあと、補助事業があったもんだから、補助事業を行うたびに認定農業者が増えていったんですけど。 今も、補助事業にかかってくれば、認定農業者になって五カ年計画の面積を広げていくという感じじゃないと、なかなか補助事業はおりないので、そういう事業が止まっているから、増えていないのかなという感じがしております。 普通の人でも、五カ年計画を出して、5年後にこうなりますというのを出してあげれば、認定農業者になっていく。 新規就農者は、必ず認定農業者からじゃないと入っていけない状況、認定新規就農者も必ず同様の計画が必要となっております。 これも補助事業で毎年1, 500, 000円とか貰うわけですから。 結局、補助事業がらみの認定農業者ありきになっているような感じだと思います。 他市も県の会議で農業委員になるのに、認定農業者が農業委員の半数にならないといけないというのは、なかなか厳しいということで、意見を言われていたんですが、どこの地域も現在、認定農業者が増えないような状況になっている気がします。 認定農業者じゃないと、補助事業がおりないもんだから、なるだけ進めていくには認定農業者になってもらったほうが、今後有利になるのかなと思っております。 農業委員が集約化をして、若い人達が規模拡大ができるようなことをやっていかなければいけないのかなと思います。 よろしくお願いします。</p>
12番委員 (前田 仁君)	はい、議長。

議 長	はい、12番委員。
12番委員	<p>お尋ねします。</p> <p>16ページの下の方になるんですが、(ウ)非農地判断という項目がございますが、農用地に関しては、非農地とされていないというふうになっております。</p> <p>ところが現地を調査しますと、どこそこ雑木が植わって遊休農地の解消とはならないと思うんですが、その辺の指針の取り方として、協議はどうするべきなのかお訪ねしたいと思います。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局次長	<p>農振農用地区域内にある非農地判断の取り扱いにつきましては、非農地判断をする際に、農業委員会から農林水産課のほうに、非農地として支障がないかと照会を行っていて、回答としましては、農用地区域内にある農地であるために、非農地化してもらおうと支障があるという回答によって、そのまま残しているような状況ですが、農用地区域内の荒廃した農地がかなりあるかと思われま。</p> <p>これにつきましては、今後、水俣市の計画、そして、県の計画が、新年度の今年の6月、9月までに確定するとなっておりますので、その確定の中で、当初指針の見直し、擦り合わせのほうを行っていく中で、検討をさせていただければと思っております。</p>
24番委員 (池田郁雄君)	はい、議長。
議 長	はい、24番、池田委員。
24番委員	<p>要望なんですけど、先程でました農用地区域内の非農地ですね。これはずっと前からそういう状態なんですよ。</p> <p>時代は変わってきているんですよ。</p> <p>昔は狭い所でも耕作していたんだけど、高齢化になったり機械化になりできないと、それで非農地になっていると思うんですよ。</p> <p>非農地についての検討会といいますか、農林水産課でやっていると思うんですが、その辺で検討していただいですね、考えないといけないんじゃないかと思うんですよ。</p> <p>一筆調査で回りますが、荒れているから非農地化しましょうかと言っても、そこは農用地だからできないということで、現状はそのままになっているんじゃないかと思うんです。</p> <p>時代にあったような考え方をしてほしいなと。</p> <p>ここで言う要望じゃありませんが、農業委員会からも言っていただければと思っております。</p>

議 長	<p>山手の方は、2種3種とかは、4条申請で杉の木を植えますとか、他市とかは、いきなり非農地とかじゃなく4条申請で管理をしての非農地に県のほうはやっているところです。</p> <p>1種農地は、小田代台地も300haとかある所、周辺が10ha以上は1種農地になっておりますので。</p> <p>一つ一つの畑が狭いので。</p> <p>相続がされていない、区画整備もなかなかできないというような所がありますので、相続を義務化してもらうように、法を決めてもらわないと、よそ様の畑は扱えないわけですので、相続もできていない所は区画整備をしてこうしなさいと。</p> <p>そこら辺を整備していかないとなかなか1種農地も耕作ができない状況かなと思っています。</p> <p>これから、今度の農業委員会からは、集積じゃなく集約をやっけないと、集積をするときも、この土地は誰に貸した方がいいかというところも考えながらやっけないと、1種農地も非農地化してしまう可能性がありますので、考えながら進めていかないと先に進まないと思います。</p> <p>山手のほうは、畑のまま残すのも不可能じゃないですので、4条申請で管理しながらもっていけば非農地にできますので、いろいろ勉強しながらやっけないと思っております。</p>
24番委員	はい、議長。
議 長	はい、24番委員。
24番委員	<p>非農地化にするための手続きというのは、畑を持っている人達は、面倒くさいと言われますよね。</p> <p>前、農業委員会でやったときは、一括でやりましたからできたんですけど、個人的にやる場合に、そこが説明できなくてですね、そんな手続きをしないとイケないのならしなくていいという人が多いんですよ。</p>
議 長	だから、4条申請ですれば非農地にできる。
8番委員	はい、議長。
議 長	はい、8番委員。
8番委員	その農用地は、いきなり4条とか5条はできないんじゃないですか。
議 長	農用地はですね。
8番委員	はい、議長。

議 長	はい、8番委員。
8番委員	農用地を取り下げてからじゃないとできないじゃないですか。田舎のほうは、ほとんど農振地区になっているんですよ。田が。一回、県に申請して取り下げてからですもんね。その申請できるのは。
4番委員	はい、議長。
議 長	はい、4番委員。
4番委員	中山間地直接支払を貰っているところも全部ですよ。
8番委員	はい、議長。
議 長	はい、8番委員。
8番委員	全部ですね。
4番委員	はい、議長。
議 長	はい、4番委員。
4番委員	農用区域になって非農地にできないんです。荒れていても。
議 長	ずっとそれが狭まってくれば、10ha以下になってくればできるんだけど。
8番委員	はい、議長。
議 長	はい、8番委員。
8番委員	農用区域からの除外に、半年くらいかかるんですよ。取り下げるのに。
議 長	そこらへんも勉強しながら。いろいろな意見を聞いて県のほうとも聞いていったほうが。どうしたらできるのか、何故できないのかをしていかないと難しいのかなと思っております。農地法は難しいですので、勉強していきましょう。法も変わってきていますので。今年の6月までは県に上っていきますので、なるだけ意見は言ってきているつもりでおりますので。

	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第118号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更については本案のとおり決定してもよろしいでしょうか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第118号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更については、本案のとおり決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第33回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員